

函館地域水産業創生推進会議設置要綱

(目的)

第1条 函館市，高等教育機関および事業者等が連携し，魚介藻類養殖を核とした持続可能な水産・海洋都市の構築に向けた取り組みを推進するとともに，これに関連する人材育成および水産業の振興を図り，もって本市への若者の定着・増加を図ることを目的に，函館地域水産業創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は，次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項の計画の案の作成に関すること
- (2) 法第5条第6項の認定を受けた計画の実施に関すること
- (3) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進会議は，別表に掲げる委員で構成する。

- 2 会長は，函館市長をもって充てる。
- 3 会長は，推進会議を代表し，会務を統括する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を副市長が代理する。
- 5 計画を効果的に推進するため，事業運営会議を設置することができる。

(会議)

第4条 推進会議は会長が招集する。

- 2 推進会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員が会議を欠席する場合，会長は当該委員の申出により代理出席を認めることができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は，函館市企画部，農林水産部をもって構成し，庶務は企画部において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか，推進会議の運営に関し必要な事項は，協議のうえ定める。

附則

この要綱は，令和4年2月2日から施行する。

別表（第3条関係）

推進会議委員

委員	備考
函館市長	
国立大学法人北海道大学総長	
函館商工会議所会頭	
函館市内漁業協同組合長連絡協議会会長	
事業責任者 （一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構 推進機構長）	事業責任者は、計画に基づく事業の実施において中心的な役割を担う者をいう。
副事業責任者 （公益財団法人函館地域産業振興財団 副理事長）	副事業責任者は、計画に基づく事業の実施において事業責任者を補佐する者をいう。